協議事項２

富里市社会体育館の設置及び管理に関する条例の改正について

富里市社会体育館の設置及び管理に関する条例の改正について、協議する。

令和８年９月２４日提出

富里市教育委員会教育長　　大　澤　　昌　宏

協議事項２

富里市社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

１　改正理由

令和７年７月に富里社会体育館に空調を設置したことに伴い、受益者負担及びスポーツ振興の観点から、空調の運用状況等を踏まえて使用料の見直しを行い、使用料を引き上げることとなったため、所要の改正を行うものです。

２　改正内容

主体育室（アリーナ）及び柔道場・剣道場について、年間を通じて、空調使用料相当額の４分の１の額を現行の使用料に加算します。

⑴　主体育室

１時間当たり１００円を加算（小・中・高校生の使用については３分の２の額）

⑵　柔道場・剣道場

１時間当たり２０円を加算（小・中・高校生の使用ついては３分の２の額）

３　施行期日

令和９年４月１日（改正後の使用料に関する規定は、同日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。）